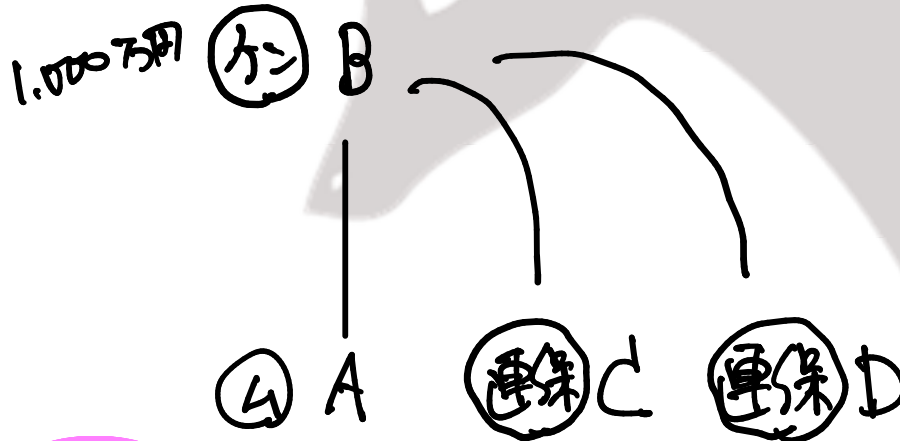


保証債務 検索の抗弁 宅建 H05-04-3 《#505》

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対して負う1,000万円の債務について、C及びDが連帯保証人となった場合(CD間に特約はないものとする)。CがBから請求を受けた場合、CがAに執行の容易な財産があることを証明すれば、Bは、まずAに請求しなければならない。



【答え】 誤り

《補講》 催告の抗弁

債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。(民法 452 条本文)

《ポイント1》 検索の抗弁

債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。(民法 453 条)

《ポイント2》 連帯保証の場合の特則

保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前二条(「催告の抗弁」「検索の抗弁」)の権利を有しない。(民法 454 条)